

## 東京都の「私立高校授業料の実質無償化」。効用と注意点は？

## ●人気の都立高校が「定員割れ」

例年、東京で志願者が多く、人気があるのは都立高校でした。ところが2018年入学者の一般入試では、出願者数が募集人数を下回る定員割れとなり、3次募集が行われるという異例の事態となっています。

この要因について、東京都教育委員会は、2017年度に始まった「私立高校授業料の実質無償化」が影響した可能性があるとしています。

国の制度である「就学支援金（以下、国制度）」は、年収約910万円未満の世帯について、国公立を問わず支援の対象としています。都立高校に通う年収約910万円未満世帯なら、この制度により授業料はかからず、年収約910万円超の世帯でも授業料負担は年額11万8800円です。

一方、都独自の制度として、都内在住の私立高校在学学生を対象とした「私立高校等授業料軽減助成金（以下、都制度）」が従来からあり、世帯所得に応じ、国制度と合わせて授業料軽減を受けることができました。しかし、都内私立高校の授業料の平均額は年約44万9千円（2017年度の金額）と、都立高校よりぐっと高くなるため、例えば年収600万円世帯の軽減額は、国制度と合わせても年間約22万円。授業料平均額の約半分でした。

そこで、年収約590万円から約760万円未満の世帯を対象に、昨年から都制度を拡充し、都内私立高校の平

均授業料までの軽減を受けられるようにしたのが「私立高校授業料の実質無償化」です。

## ●対象者と軽減額、手続きの流れ

下表をご覧ください。年収約760万円までの世帯が受けられる2018年度の軽減額は、2017年度の都内私立高校の平均授業料の44万9千円（国制度との合計額）となっています。この金額の範囲内で、在学校の授業料を上限とする軽減が受けられます。年収約760～約910万円の世帯は都制度の対象にはなりません。国制度から都立高校授業料分にあたる11万8800円の軽減を受けられます。

授業料軽減を受けるには、国制度・都制度のそれぞれについて申請を行います。いずれも6月中旬頃に在学校を通じて申請用紙が配られるので、7月までに提出します（1年生は4月にも手続きが必要です）。

お金の流れは制度で異なり、国制度は授業料と相殺、あるいは授業料支払後に還付するなど学校の運用次第。都制度は交付が決定されると12月下旬に東京都私学財団から申請者の口座に直接、軽減額が振り込まれる流れとなっています。

東京都認可の私立通信制高校に通う生徒の授業料も2018年から軽減対象になりました。軽減額は国制度と合わせ、通信制高校の平均授業料相当額の22万3000円までです（手続き時期は全日制と異なる）。

## ●授業料以外の負担が重い現実

年間約45万円なら、3年間では約135万円の負担減です。無償化で家計が大いに助かることに間違いはありません。しかし、今回実施されたのは「授業料の実質無償化」であり、学校教育費の全額ではありません。

文部科学省の調査（※）によると、私立高校の学校教育費のうち、授業料はその4割弱に過ぎず、授業料以外がおよそ3分の2を占めます。入学金や施設設備資金、PTA会費等の学校納入費のほか、修学旅行や遠足、図書教材費、教科外活動費、通学関係費などがこれに該当します。

さらに、私立高校生の習い事や学習塾等の学校外教育費は約29万円と公立高校生の約1.6倍となっており、近年増加傾向にあります。

都の制度には、年収約250万円未満の世帯を対象に、授業料以外の教育費負担を軽減する奨学給付金最大13万8000円もあわせて受けられますが、充分とは言い難い金額です。

上記はあくまでも平均額であり、学校により納入金は大きく異なります。通塾するかどうか等も子どもによりますが、私立高校は支出がかさみがちです。事前リサーチと確実な準備、そして慎重な検討が必要です。

東京都以外にも、大阪府や埼玉県などが授業料軽減を行っています。また2020年度からは、国による「私立高校授業料の一部無償化」も実施される見込みとなっています。

※ 2017年公表の文部科学省「平成28年度子供の学習費調査」

（クルー 清水香）

## 【東京都の「私立高校等授業料軽減助成金（全日制・定時制）」等の概要（2018年度）】

世帯年収の目安※1	約250万円未満	約250万円～ 約350万円未満	約350万円～ 約590万円未満	約590万円～ 約760万円未満	約760万円～ 約910万円未満
就学支援金（国）	29万7000円	27万7600円	17万8200円	11万8800円	11万8800円
授業料軽減助成金（都）	15万2000円	21万1400円	27万800円	33万200円	-
合計軽減額	44万9000円（都内私立高校授業料平均額）※2				11万8800円

※1 給与収入のみの4人世帯（夫婦と子ども2人）のケースの年収の目安。年収は夫婦共働きなら両者を合算した世帯額でみる。ただし年収は目安であり、実際の判定は都道府県民税・市区町村民税所得割額の合計額（年額）でおこなわれる。

※2 支給総額（最大軽減額）は、44万9000円の範囲内で保護者が負担する在学校の授業料が上限。約590万円～約760万円未満の世帯について、2017年度から制度が拡充されている。